

▶特別児童扶養手当▶

◎重度障害のある方には次のような手当が

家庭で介護されている心身に障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に役立つことを目的として、児童を養育する人に支給される手当です。

◎受給資格者

手当てを受けることができる人は、身体や精神に重度の障害のある児童（20歳未満）を養育している人です。

また、日本国内に住所がないとき、障害を事由とする年金を受給しているとき、一定額以上の所得があるときなどは、手当てが支給されません。

◎必要書類

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本
 - ② 世帯全員の住民票の写し
 - ③ 障害認定診断書（用紙は福祉課にあります）
 - ④ その他必要な書類
- ※印鑑を必ず持参してください。

◆特別児童扶養手当支給額◆

児童1人あたりの月額

1級（重度障害児）	50,750円
2級（中程度障害児）	33,800円

**現況届の提出を
忘れずに!!**

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している人は、必ず現況届を提出してください。現況届を提出しないと手当てを受けられなくなる場合があります。

〈提出期間〉

児童扶養手当

8月1日(水)～8月31日(金)

特別児童扶養手当

8月10日(金)～9月11日(火)

◇特別障害者手当

身体や精神に重度の障害が重複しているために、日常生活の中で常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の人（障害者本人）に手当てを支給します。

◇障害児福祉手当

身体や精神に重度の障害があるため、日常生活の中で、常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の児童（障害児本人）に手当てを支給します。

◇重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当

療育手帳の障害程度が、
 ④、③の1、②の2、Aの1、Aの2で交付されている人で、20歳以上の在宅の人、または、居宅で6ヶ月以上ねたきり状態の20歳以上65歳未満の人、本人かその介護者に支給します。ただし特別障害者手当との併給はできません。

※手当てを受けるためには申請手続きが必要です。

◆問い合わせ

福祉課
☎ 1114

また、本人やご家族に一定額を超える所得がある場合は、手当てを受けることができません。

ひとり親家庭など医療費等助成・施設の減免

母子家庭の母とその児童、父子家庭の父とその児童に対し、医療費などの助成や施設の減免を行っています。（児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者など）

◎医療費助成

医療費、調剤費、診療・調剤報酬証明手数料の一部（事前申請が必要で、一定の所得制限あり）

○持参品 印鑑、保険証、保護者の預金通帳（郵便局不可）

※児童扶養手当受給者と前年度申請者には、7月下旬に申請書を送付します。

◎施設の減免

対象施設の個人使用料（夜間の照明料は除く）の一部

○減免対象施設 光B&G海洋センター温水プール

光しおさい公園テニスコート

ふれあい坂田池公園テニスコート

ふれあい坂田池公園陸上競技場

○対象者 母子家庭の母とその児童など

父子家庭の父とその児童など

○減免額 通常料金の1/2

○持参品 印鑑、保険証

◆申請・問い合わせ 福祉課社会福祉班 ☎ 82-1114